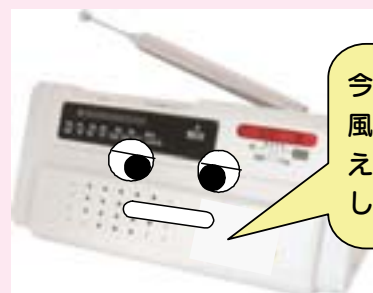


# 岡谷市防災ラジオの配布申込みについて

「こちらは広報おかやです」でおなじみの防災行政無線を受信可能な**岡谷市防災ラジオ**について、6月初旬にはお手元にお届けできるよう、4月から申込みの手続きを開始しています。そこで今回は、申込みから受け渡しまでの流れを説明します。



今年の梅雨、台風の季節に備えて、ぜひ準備しましょう。

## 配布申込みの流れ

回覧文書による申込書の回覧  
(広報4月1日号の配布に合わせて回覧)

回覧中の申込書に記入します。

各区からの申請台数分を各区にお届けします。

町内会を通じて各区で集計します。

5月末にラジオが完成し、市に納品されます。

回覧文書による申込期間は  
**1か月間(5月2日まで)**となっています。

6月初旬に各区(町内会)を通じて各戸に配布します。  
購入代金(1台1000円)と引き換えにお渡しします。

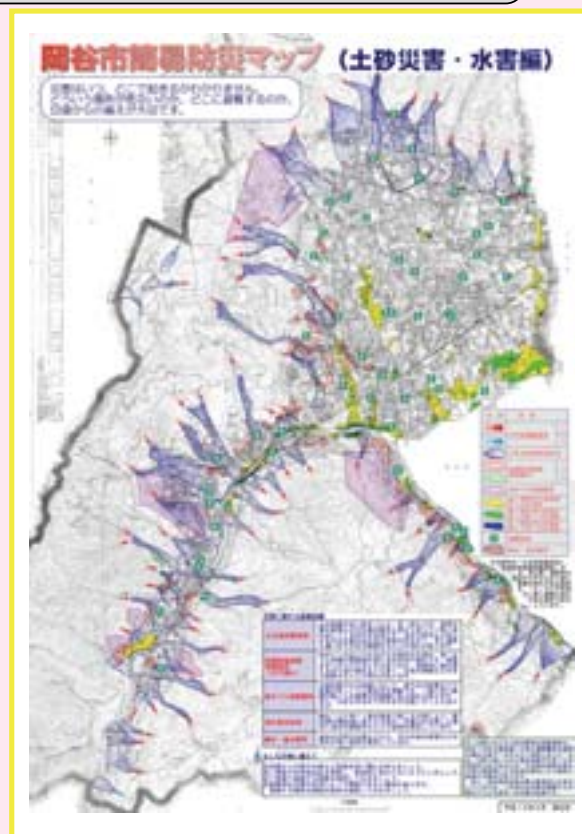
『申込期間が過ぎてしまった場合は・・・』  
区を通じた申込期間終了後は、引き続き市役所、支所等で申込みを受け付けます。別途ご案内します。

※台数は1世帯(企業)1台を基本としますが、複数台での申込みも可能です。詳しくは回覧文書を参照ください。

# 岡谷市簡易防災マップ(土砂災害・水害編)について

これからの梅雨や台風の季節に備えて、市内で自然災害に注意が必要なところはどこか、避難する施設はどこかなど、いざという時に備え、市民のみなさんに日頃から知っていただくため、**簡易防災マップ**を作成しました。

簡易防災マップは、(土砂災害・水害編)として、大雨などによる土石流、地すべり、がけ崩れなどに注意が必要な箇所や、一定の確率に基づく大雨により浸水が想定される区域など、土砂災害や水害の想定箇所を表示した**地図**と、災害の予兆現象や避難など、防災に関する情報をまとめた**防災情報**のページで構成されています。これからの大雨や台風などに備えて、ご家庭やお勤め先などで配布された防災マップを**目の届く場所に置き**、日頃から防災に対する意識を高めておきましょう。



このマップはただいま全戸配布を行っていますが、お手元に届かなかった場合は、市役所(インフォメーション、危機管理室)、各支所、駅前出張所でも入手することができます。(在庫に限りがあります) また、市ホームページからもダウンロードすることができます。

ホームページアドレス  
<http://www.city.okaya.nagano.jp/okaya-bousai/index.html>

※このページに関する問合せ  
危機管理室(内線1591)

# 4月1日から 市の組織がかわりました

## 地方自治法の改正に伴い

- ・「助役」が「副市長」となりました。  
初代の副市長は、前の助役の竹澤幸男氏が務めることになりました。
- ・収入役制度が廃止され、新たに一般職の「会計管理者」を設置しました。

## 新設課

### 「情報推進課」 (メールアドレス：im@city.okaya.nagano.jp)

- ・情報推進担当 (3階)
  - ・広報広聴担当 (1階)
  - ・行政チャンネル担当 (3階)
- } 市の情報化を総合的に推進します

※これに伴い、総務課情報推進担当・企画課広報広聴担当を廃止しました。

## 担当の統合

都市計画課の「街路」担当と「区画整理」担当を統合し、  
名称は「街路・区画整理」担当に変わりました。

### <平成19年度の組織 (変更分のみ)>

- 総務部—情報推進課—(担当) 情報推進、広報広聴、行政チャンネル
- 建設水道部—都市計画課—(担当) 計画、住宅、街路・区画整理、建築

## 行政評価の外部評価結果を公表します

平成18年度より、市職員が実施する行政評価の公平・公正を確保するため、15人の市民委員による「外部評価委員会」を設置しました。

18年度は、教育に関する19施策について、市職員が評価を行った後で、市民の視点から評価を行いました。委員会では積極的に審議が行われ、市に対して多くの提言をいただきました。

なお、この外部評価委員会は、「市民総参加のまちづくり」の視点から、すべてボランティアとして活動しました。

◆行政評価に関するお問い合わせは・・・企画課 (内線1527)

～外部評価結果についての詳しい内容は、市ホームページ、市役所1階情報公開コーナー、3支所、岡谷駅前出張所で公表していますのでご覧ください～



「市民新聞社提供」

総務部税務課

☎ 23-4811

FAX 22-4146

# くらしと市税 2007

# 市 民 税

市民税担当 (内線1125)



国に納める税金(所得税)が減って

市に収める税金(住民税)が増えます!!

でも、みなさんの負担は変わりません。

「地方のことは地方で」という地方分権をより一層進めていくために、三位一体改革の一環として、税源移譲がおこなわれます。

今まで、国に納めていた税金(所得税)を減額し、市に納める税金(住民税)を増額するものですが、増税ではありません。所得税と住民税を合わせた金額は基本的に変わりません。

(定率減税が廃止になった分は増額します)

## モデルケース 税源移譲による負担変動(年額)

### 夫婦+子供2人の場合



給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	0円	9,000円	9,000円		0円	9,000円	9,000円		0円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円		59,500円	135,500円	195,000円		0円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円		165,500円	293,500円	459,000円		0円

※夫婦+子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

★このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。

### ★給与所得者

合計した年額の納税額は変わらないわ。税源移譲は増税じゃないってことね。

1月から所得税は少ないな。でも、6月から住民税が増えるんだね。



給与明細書	
支給額	基本給
	通勤手当
控除額	所得税
	住民税

ほとんどの方は、1月から所得税が減ります。

ほとんどの方は、6月から住民税が増えます。

税源移譲では、所得税と住民税を合わせた年額の納税額は基本的に変わりません!

★事業所得者……所得税は、来年の確定申告から減額

住民税は、今年の6月から増額

★年金所得者……所得税は、今年の2月から減額

住民税は、今年の6月から増額

(ほとんどの方が上記に該当しますが、例外もあります)



# 固定資産税

資産税担当

(内線1129)

平成19年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書は、

4月上旬送付する予定です

平成19年度の固定資産税は、平成19年1月1日時点で土地・家屋・償却資産を所有している方(登記簿等に所有者として登録されている方)に課税されます。(売買等により年度の途中で所有権が移転した場合でも、平成19年1月1日時点の所有者にかかります)

## ○税負担の調整措置

平成6年度の税法改正により、評価額が一気に引き上げられたため、急激な税負担の増加とならないようにするため、現在、課税標準額を徐々に上げて評価額に近づけるなどの措置をとっています。このため、評価額が下がっても税額が上がる場合があります。

税率は14%で、土地・家屋・償却資産それぞれの課税標準額を合計して税率をかけ、税額を算出しています。

## ○路線価および標準宅地価格の閲覧

平成19年度の宅地評価に用いる路線価および市内の標準宅地価格が4月2日(月)から税務課資産税担当で閲覧できます。

平成19年度の宅地評価に用いる路線価および市内の標準宅地価格が4月2日(月)から税務課資産税担当で閲覧できます。

## 《土地》

土地は、地目別に国の評価基準に定められた方法により評価します。課税地目は土地登記簿の地目にかかわらず、1月1日の現況により評価します。また、課税地積は原則として土地登記簿に登記されている地積となります。

## ○地価の下落に伴う時点修正

平成19年度についても、地価の下落が認められたことから時点修正を実施して、評価額の引き下げを行いました。

## 《家屋》

### ○家屋の評価

評価額Ⅱ再建築価格×  
経年減点補正率

### ○再建築価格

評価の対象となる家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費を固定資産評価基準に基づき算出したものです。

### 経年減点補正率

家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価等をあらわしたものです。

### ○平成18年より前に建築された家屋(在来分家屋)

評価額は、平成18年度の評価替えによって見直しを行い、次回評価替えの平成21年度の前年度まで据え置かれます。

### ○平成18年中に新増築された家屋

建物調査をさせていただいた資料に基づき、固定資産評価基準に沿って評価額を算出しました。なお、新築の住宅については、新築時から一定の期間、減額措置があります。

### ○住宅改修に伴う固定資産税の減額措置について

※減額を受けるためには、いずれも申告が必要になります。詳しくはお問い合わせください。

### ・バリアフリー改修(今年度新設)

65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方、障害者の方のいずれかが居住する既存の住宅について、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、補助金を除く自己負担が30万円以上の一定のバリアフリー改修工事を行った場合、床面積の100㎡分までを限度として翌年度分の固定資産税を3分の1減額する制度が新設されました。

### ・耐震改修(昨年度新設)

昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、30万円以上の耐震改修工事を行った場合、完了の時期に応じて一定の期間、床面積の120㎡分までを限度として固定資産税額が2分の1に減額される制度があります。

## 都市計画税

都市計画税は、固定資産税の例によって算出され、都市計画事業等の費用にあてるための目的税として、土地や家屋の所有者に対して課税されます。(ただし、山林、原野、農業振興地域内の農用地は対象外となります)

税率は0.2%で、固定資産税とあわせて納付をお願いします。

## 平成19年度固定資産税・都市計画税の納期限(口座振替日)

第1期 5月1日(火) 第2期 7月31日(火)

第3期 12月25日(火) 第4期 平成20年2月29日(金)

期限内納付にご協力ください。納付には、便利な口座振替をご利用ください。手続きは税務課または金融機関の窓口でできます。

国民健康保険税

☎ 23-4811

内線 1122

FAX 22-4146

くらしと市税  
2007

国民健康保険税

国民健康保険税の納税通知書(暫定分)を

送付します(4月16日予定)

国民健康保険税の

税額算出説明

国民健康保険税は、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合計により一年間の税額を決定しますが、毎年4月から7月の間は、加入者の前年中の所得が確定できないため、所得割の

算定ができません。

そこで、平成19年度国民健康保険税のうち、4月から7月の4か月は前年度年税額の12分の4に相当する額をお支払いいただきます。

…これを暫定課税といえます。

8月から翌年3月の8か月は、確定税額から4月から7月の暫定課税額を差引いた額をお支払いいただきます。

この際、税額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。

ただし、除して得た額が、1000円未満の場合、これを月数倍した額を当初月(4月と8月)に加えます。

また、17年中に譲渡所得のあった世帯は譲渡所得を除いて前年度年税額を算出します。



なお、国保の加入・喪失の手続を4月から7月の間にされた方は、8月に精算し、年税額を確定します。(8月に通知が送付されます)

国保税額が前年度分の2分の1に満たない場合は、条例で定める期限(納税通知書の交付を受けた日から30日以内)までに、市長に対して、特例に基づいて徴収される税額の修正を申し出ることができません。

納期限

第1期	5月1日(火)	第7期	10月31日(水)
第2期	5月31日(木)	第8期	11月30日(金)
第3期	7月2日(月)	第9期	12月25日(火)
第4期	7月31日(火)	第10期	1月31日(木)
第5期	8月31日(金)	第11期	2月29日(金)
第6期	10月1日(月)	第12期	3月31日(月)



国保加入の手続きが遅れると、資格の発生した月までさかのぼって納税をお願いします。(最高3年)  
他の保険に加入した場合、資格喪失の届出が必要です。手続きはお早めにお願います。

異動の手続きは

忘れずに!!

～口座振替をご利用の方～

◎全期分を一括納付する方法を選択されている方へ

次のとおり、年2回の振替となります

振替日		振替期別	備考
1回目	第1期(4月)	1期から4期分(4月)(7月)	暫定課税分
2回目	第5期(8月)	5期から12期分(8月)(3月)	本算定分

# 市議会定例会を開催



第1回岡谷市議会定例会が、2月22日（木）から3月19日（月）の26日間の会期で開かれました。

この議会では、19年度予算審議や、教育委員会委員等の選任、条例の改正等の審議のほか、一般質問も行われました。

主な内容をお知らせします。

## ◆ 人事案件 ◆

- ▽岡谷市教育委員会委員に草間吉幸氏を選任することに同意しました。
- ▽岡谷市湊財産区管理委員に小坂博茂氏、佳矩氏、小口幸重氏、花岡武生氏、小坂一郎氏、浜博文氏、大島佳秀氏を選任することに同意しました。

## ◆ 条例等 ◆

- ▽岡谷市下水道条例を下水道法施行令の一部を改正する政令の公布、施行に伴い、特定事業所からの排水基準について一部改正することを決めました。
- ▽湖北行政事務組合規約を地方自治法の一部を改正する法律の公布、施行及び湖北行政事務組合議会議員の定数の変更並びに組織市町の議会において選挙すべき組合議員の定数の変更に伴い、一部改正することを決めました。
- ▽岡谷市中心身障害児就学指導委員会条例を学校教育法等の一部を改正する法律の公布、施行に伴い、引用している用語について一部改正することを決めました。
- ▽岡谷市在宅介護支援センター運営協議会条例を介護保険制度の変更等に伴い、廃止することを決めました。
- ▽岡谷市副市長の定数を定める条例を地方自治法の一部を改正する法律の公布、施行に伴い、副市長の定数を1名とすることを決めました。
- ▽岡谷市職員の給与に関する条例を一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の公布、施行に伴い、一部改正することを決めました。
- ▽岡谷市特別職の職員等の退職手当に関する条例を退職手当の勤続月数の計算方法を改定するため、一部改正することを決めました。
- ▽岡谷市学童クラブ条例を岡谷市障害児ひかり学童クラブの土曜日開設に伴い休業日等を変更するため、一部改正することを決めました。
- ▽岡谷市保健センター条例を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の公布、施行に伴い、一部改正することを決めました。
- ▽岡谷市病院事業の設置等に関する条例を指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布、施行に伴い、介護型療養病床を4つ減床することを決めました。
- ▽長野県市町村自治振興組合規約を地方自治法の一部を改正する法律の公布、施行に伴い、用語の整備のため一部変更することを決めました。
- ▽長野県民交通災害共済組合規約を地方自治法の一部を改正する法律の公布、施行に伴い、用語の整備のため一部変更することを決めました。
- ▽諏訪広域連合規約を平成19年度から、諏訪広域連合の処理する事務に、諏訪地区小児夜間急病センターの設置、管理及び運営

に関する事務を加えること並びに地方自治法の一部を改正する法律の公布、施行に伴い、一部変更することを決めました。

## ◆ 18年度補正予算 ◆

- ▽一般会計で、車両修繕料等で264千円を追加し、災害復旧事業等で4390万1千円を減額して、総額208億2603万3千円とすることを決めました。
- ▽岡谷市病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計の補正予算をそれぞれ決めました。

## ◆ 19年度予算 ◆

- ▽一般会計、7特別会計、湊財産区一般会計、3事業会計をそれぞれ決めました。（2〜7ページをご覧ください）

## ◆ 一般質問 ◆

- ▽15人の議員が、新年度予算、まちづくり、福祉、教育、環境など市政全般にわたり活発な議論を交わしました。

## ◆ 意見書 ◆

- ▽「長野県後期高齢者医療広域連合に運営協議会を設ける意見書」を可決し、関係機関へ提出することを決めました。

◇市議会の会議録は、岡谷市議会ホームページからご覧いただけます